

彙報

17

日 月 年 頁 番 先 議 合 標 號 省 生 厚

第 號 送 受	第 號 送 受
月 月	月 月
日 日	日 日



甲

起 案 昭 和 二 三 年 九 月 七 日 受 局 付 課 月 第 日 號 月 日

判 決 十 月 八 日 合 校 行 施 十 月 三 十 日 申 報 子 行 行

主 査

大 臣

次 官

邦 長

官 長

甲 長

社 長

子 彈 彈 影 響 研 究 所

予 防 衛 生 研 究 所 支 所 の 設 置 関 連 し た 安 考 ト リ

重 務 分 掌

予 防 衛 生 研 究 所 令 課 規 程 の 一 部 を 改 正 致 し 益 考 ト

名 称 及 び 位 置 を 示 す

合 議 先 番 號 受 送 日		合 議 先 番 號 受 送 日		合 議 先 番 號 受 送 日	
第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送
受	受	受	受	受	受
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
<p>訓令之案 厚生省訓第四九号 予防衛生研究所 予防衛生研究所事務分掌規程の一部を次のよ うに改正し、昭和三十三年八月三十一日から、これを 適用する。 右訓令する。</p>					
<p>23年十月八日 大臣</p>					

第八條 ~~廣島市及び長崎市に原子爆弾影響研究所を置く。~~
一 原子爆弾影響研究所では、原子爆弾の遺傳學的調査
研究を掌る。

第三條中「左の三部」を「左の三部並びに原子爆弾影

響研究所」に改めり。

第八條 原子爆弾影響研究所では、原子爆弾の遺傳
學的調査研究を掌り、これを廣島市及び長崎市に置く。

海軍省

彙報

昭和廿三年拾月廿五日

官報登載
十月五日

○官庁事項
◎予防衛生研究所事務分掌規程の一部改正 予防衛生研究所
事務分掌規程の一部を次のように改し、十月八日から施行
し、八月三十一日から、これを適用した。

(本文は訓令案と合じ)

めくれず

第八條 厚生大臣は、予防衛生研究所官制（昭和二十三年政

令第五十八号）第一條第四号に掲げる事務の一部を分掌

させるための、支所を置くこととする。

前項の支所の名称及び位置は、厚生大臣がこれを定める。

第八條 ^{慶島市及び長崎市}予防衛生研究所に原子爆弾影響影響研究所を置き、

予防衛生研究所官制第一條第四号に掲げる事務の一部を分掌させる。

前項の原子爆弾影響影響研究所の名称及び位置は、厚生大臣がこれを定める。

海軍

彙報

昭和廿三年拾月廿五日

官報登載
年十月五日

○官庁事項

◎予防衛生研究所事務分掌規程の一部改正
予防衛生研究所事務分掌規程の一部を次のように改正し、十月八日から施行し、八月三十一日から、これを適用した。

（本文は訓令案ホト台じ）

裏面白紙

告示案

◎厚生省告示第

号

予防衛生研究所事務分掌規程第八條の規定に基^より予防衛生
研究所原子爆弾影響研究所の名称及び位置を次のように定め、
昭和二十三年九月 日から、これを適用する。

昭和二十三年九月 日

厚生大臣 竹田儀一

名

称

位

置

予防衛生研究所 広島原子爆弾影響研究所
予防衛生研究所 長崎原子爆弾影響研究所

広島市
長崎市

厚生省



第 一 一 八 八 號

昭 和 二 十 三 年 九 月 七 日

厚 生 省 衛 生 局

厚 生 大 臣 官 房 秘 書 長 殿



衛 生 研 究 所 事 務 分 掌 規 程 改 正 について

衛 生 研 究 所 が、廣 島 及 び 長 崎 において 實 施 中 の 原 子 爆 弾 影 響 研 究 する 研 究 業 務 について、こ れ が 業 務 の 遂 行 上 必 要 が あ る の で 衛 生 研 究 所 事 務 分 掌 規 程 (昭 和 二 十 二 年 五 月 制 定) を 左 案 に よ り 改 正 方 取 計 ら わ れ た い。

案

第 八 條 厚 生 大 臣 は、昭 和 二 十 二 年 政 令 第 五 十 八 號 (衛 生 研 究 所 官 制) 第 一 條 第 四 號 に 掲 げ る 事 務 の 一 部 を 分 掌 さ せ る た め、支 所 を

置 く こ と が で き る。

前 項 の 支 所 の 名 稱 及 び 位 置 は、厚 生 大 臣 が、こ れ を 定 め る。

豫防衛生研究所事務分掌規程

第一條 豫防衛生研究所に副所長を置き、所員の中から厚生大臣が、之を命ずる。副所長は所長を佐け所務を掌理する。

第二條 豫防衛生研究所に所員を置き、一級又は二級の厚生技官の中からも厚生大臣が、之を命ずる。

所員は、所長の指揮監督を受け検査、研究、檢定、検査、製造及び講習を掌る。

第三條 豫防衛生研究所に庶務課及び左の三部を置く。

研究部

檢定部

試験製造部

第四條 庶務課で、左の事務を行う。

一、人事に關すること

二、官印の管守に關すること

三、文書の接受、發送、編纂及び保存に關すること

四、會計に關すること

五、所内の取締に關すること

六、他の主管に應じなむこと

第五條 研究部で、左の事務を行う。

一、病原の検査並びにその豫防治療方法の研究及び講習に關すること

二、豫防衛生に關し必要な事項の調査研究に關すること

三、豫防衛生に關する試験研究の総合調査に關すること

第六條 檢定部で、豫防、治療及び診斷に關する生物學的製劑・抗菌性物質、消毒材料等の検査及び檢定に關する事務を行う。

第七條 試験製造部で、左の事務を行う。

一、豫防、治療及び診斷に關する生物學的製劑・抗菌性物質、消毒材料等の試験的製造に關すること

二、ベストワクタンその他使用せらるることを得て、その製造が技術

上關係をもつもの製造に關すること。

第九條

(理由書)

- 一。GHQからの口頭指示により、陸防衛生研究所においては、本年三月広島に同研究所の支所として原子爆弾影響研究所（假稱）を設置して、既に、遺傳學的調査研究を實施していること。
 - 二。昭和二十三年度においては近く長崎に同様の研究所を設置して、遺傳學的調査研究を實施するため、目下これが準備中であること。
- 以上の理由により、陸防衛生研究所事務分掌規程を改正する必要があるものである。

原子爆弾影響研究所人員配置表

(昭和二十三年度)

計	長崎	広島	地域区分	
			二級	三級
四	一	三	技官	技官
四	一	三	事務官	事務官
九	三	六	補佐員	
三〇	七	二	雇員	
九	三	六	備人	
六〇	一六	四四	計	
			備考	

豫發第一〇五八號

昭和二十三年八月九日

厚生省豫防局



厚生大臣官房秘書課長 殿



原子爆弾影響研究所の位置、名稱に關する告示等の制定について

昭和二十二年政令第五十八號（予防衛生研究所官制）第四條の規程に
基く、原子爆弾影響研究所の位置、名稱に關する告示並びに同研究所
事務分掌規程及び同研究所長職務規程等の制定方を、左案により、上
ろしく御取計らい願いたい。

裏面白紙

裏面白紙

案の 一

◎ 厚生省告示 第 一 號

昭和二十二年政令第五十八號（予防衛生研究所官制）第四條の規定に
基き、予防衛生研究所の支所の名稱及び位置を、次のように定める。

昭和二十三年 月 日

厚生大臣 竹 田 儀 一

名 稱

予防衛生研究所 廣島原子爆弾影響研究所

長崎

位 置

廣島市

長崎市



予防衛生研究所廣島、長崎原子爆弾影響研究所の事務分掌規程を、次のように定めることとし、年月日から、これを施行する。

原子爆弾影響研究所事務分掌規程

第一條 原子爆弾影響研究所に所長を置き、二級の厚生技官の中から厚生大臣が、これを命ずる。

第二條 原子爆弾影響研究所に庶務課及左の二部を置く。

遺傳部

健康診断部

第三條 庶務課において左の事務を行う。

- 一、人事に關すること。
- 二、官印の管守に關すること。
- 三、文書の接受、發送、編纂及び保存に關すること。
- 四、會計に關すること。

五、所内の取締に關すること。

六、他の主管に屬しなむこと。

第四條 遺傳部において左の事務を行う。

- 一、被爆地において出生兒に及ぼした影響の遺傳學的調査に關すること。

第五條 健康診断部において左の事務を行う。

- 一、遺傳の調査のため必要を健康診断並びに治療に關すること。
- 二、その他研究上必要を健康診断に關すること。

案 三

原子爆弾影響研究所長職務規程

- 第一條 所長は、三級官吏及び技術若しくは事務補佐員の進退賞罰を予防衛生研究所長に具申する。
- 第二條 左の事項は、所長が専らこれを行う。
- 一、職員の仕事の進退給與に關すること。
 - 二、職員及び傭人の進退給與に關すること。但し、毎月その状況を報告しなければならぬ。
 - 三、職員の内閣擴張に關すること。但し、所長の出張について、この限りでない。
 - 四、職員を除服出仕及び請假に關すること。
 - 五、事務分掌規程に定められた通常事務の處理に關すること。
- 第三條 所長は、前年度中の事務成績を毎月五月末日までに予防衛生

研究所長に報告しなければならぬ。但し、臨時に必要と認める事項は、その都度報告しなければならぬ。

(理由書)

一、四五〇からの口頭指示により、予防衛生研究所において、本年三月、廣島に同研究所の支所として原子爆弾影響研究所(候補)を設置して、既に、遺傳學的調査研究を実施してゐること。
 二、昭和二十三年^後において、六月から、長崎に同様の研究所を設置して、遺傳學的調査研究を実施してゐること。
 以上の理由により、昭和二十二年政令第五十八號關係に基き、予防衛生研究所の支所の位置及び名稱に關する告示並びに同支所の事務分掌規程等を制定する必要があるものである。

原子爆弾影響研究所人員配置表

(昭和二十三年度)

計	長崎	廣島	地域区分		補佐員	雇	借入	計
			技二	技三				
四	一	三	技二	技三	九	三〇	九	六〇
四	一	三	技三	事務員	九	三〇	九	六〇
九	三	六	技二	技三	九	三〇	九	六〇
三〇	七	二三	技二	技三	九	三〇	九	六〇
九	三	六	技二	技三	九	三〇	九	六〇
六〇	一六	四四	技二	技三	九	三〇	九	六〇

政令第 号

予防衛生研究所官制の一部を改正する政令

内閣は、行政官廳法（昭和二十一年法律第六十九号）中第二條及び國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律（昭和二十三年法律第三十号）附則第二項の規定に基づき、ここに予防衛生研究所官制の一部を改正する政令を制定する。

予防衛生研究所官制（昭和二十二年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二條厚生事務官の部中「専任十三人	三級シを「専任十七人	三級シ、
同條厚生技官の部中「専任二十八人	二級シを「専任三十二人	二級シに改
専任六十九人	三級シ	専任七十三人
		三級シ

第四條 厚生大臣は、第十條第四号に掲げる事務の一部を分掌させるため、

前項の支所の名称及び位置は、厚生大臣が、これを定める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

厚生大臣
内閣総理大臣

予防衛生研究所官制 (昭和二三・五三、政令第五八号)

第一條 予防衛生研究所は、厚生大臣の管理に属し傳染病その他の特定疾病に關し左の事務を掌る。
一 病原の檢索並に予防治療法の研究及び講習に關する事項

二 予防治療及診斷に關する生物學的製劑、抗菌性物質、消毒材料等の檢定及び試驗的製造に關する事項
三 ペストワクチンその他使用せらるることが稀な其の製造が技術上困難なワクチン及び血清の製造に關する事項
四 その他予防衛生に關し必要な事項の調査研究に關する事項

第五條 予防衛生に關する試験研究の総合調整に關する事項
第二條 予防衛生研究所に左の職員を置く

所長 一人 二級
厚生事務官 一人 二級

專任 十七人 三級
厚生技官 一人 一級

專任 七人 一級
專任 三十二人 二級
專任 七十三人 三級

第三條 所長は一級の厚生技官を以てこれに充てる。
所長は厚生大臣の指揮監督を受け所務を掌理する。

附則
この政令は、公布の日から、これを施行する。

幹事、二級の厚生事務官又は厚生技官の中から厚生大臣が、^二命を命ずる。^イ

幹事、上司の指揮を受け、庶務を整理する。

第七條 協議會に書記を置く。

書記は、三級の厚生事務官又は厚生技官の中から、厚生大臣が、^イ命ずる。

書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

若しくは由係及序のう務官又は有る

國家行政組織法施行までの間の各省各廳の機構の
改変等に対する暫定措置に関する件

昭和二十三年七月十六日
閣議決定

國家行政組織法施行までの間、各省各廳の機構の改変、職の設置、定員の増減等については、同法の内容、その他行政機構の整備、行政整理等の趣旨にかんがみ併わせて従来の慣行をも考慮し、左記の通り措置するものとする。

記

一、官房、局及び外局の部（二に該当するものを除く。）の設置又はこれらの部局間の権限の異動に基く改正は、法律に別段の定めのある場合を除き、法律により行うこと。

二、官房中、局中及び局に並ぶ部の設置は原則として行わないこと。但し、眞に已むを得ない場合には、閣議をもつてその設置を決定し、その手続は従前の例によること。

三、審議会、試験所、研究所、文教施設、医療施設その他國家行政組織法第八條の機關の設置は、法律に基いて行うのを建前とすること。

四、官房長又は廳、官房、局、部等の次長の設置は、政令又は従前の手続によることも閣議の決定を経てこれを行うこと。

五、定員については、政令で規定すること。（昭和二十三年四月三十日法律第三十号、國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する件附則参照）

六、各省設置法案は次の臨時國會に提出し得るよう準備を進めること。

七、昭和二十三年六月八日閣議決定「外局の内部部局の統一に関する件」に基く既存の局の整理については、各省設置法の制定の際に行うこと。（國家行政組織法第七條第二項國會修正に依る新規定参照）

備考

地方機關については、従前の例によるものとする。